

地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業（地域力応援基金助成金）募集要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする「新たな日常」への対応や自然災害への備えなど、社会環境の変革に柔軟に対応し、しなやかな区民活動の実践に向けて取り組む団体を支援するため、地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業（地域力応援基金助成金）交付要綱（令和3年5月31日付け3地地発第10910号区長決定。以下「要綱」という。）に基づき、地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業を実施する。

なお、この助成事業は、地域が区民活動を自ら支える発想のもと「地域力応援基金」を活用する。

2 助成対象団体

大田区区民協働推進条例第2条第4号に規定する区民活動団体で、令和2年4月1日現在において規約・定款等を定め6年以上の活動を行っている団体とする。

さらに、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 同一団体が複数の事業について申請していない。
- (2) 他の地域力応援基金助成事業において交付決定の取消しを受けていない、又は取消しを受けた団体と同一の団体とみなされない。

3 助成対象事業

区民を対象とし、公益性が認められ、地域貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、次の要件を満たす取組。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする「新たな日常」への対応や自然災害への備えなど、社会環境の変革に柔軟に対応し、しなやかな区民活動へつながる環境整備のモデルとなる以下のいずれかの取組
 - ア デジタル環境整備の推進
 - イ 情報発信の強化
 - ウ ソーシャルディスタンスの確保など「新たな日常」への対応
- (2) 申請時において事業が終了している、又は経費を含み事業の計画が確定している活動

4 助成対象期間

令和3年4月1日から令和3年12月20日までの間で実施し、終了するものとする。

5 助成金額

本事業で対象とする経費の2分の1の額、ただし、1団体あたり10万円まで。

6 助成対象経費

環境整備に要す別表1に掲げるものとする。

7 申請書の入手方法

大田区役所6階地域力推進課、区民活動支援施設大森・蒲田など窓口にて配布。

大田区ホームページ、区民活動情報サイト等に掲載。

8 申請方法

- (1) 提出書類
事業申請書、支払金額を確認できる書類、申請事業に関する補足書類（あれば）、団体の規約・定款等
- (2) 上記書類を申請期間内に、担当まで持参もしくは郵送（消印有効）

9 申請期間

令和3年7月5日（月）から8月10日（火）17時までとする。

10 交付決定

申請書及び添付書類を確認のうえ、区長が決定する。

※8月10日の受付終了後、申請内容を審査する。審査は、しなやかな区民活動へ向けた環境整備のモデルとして推奨できる内容であるかを判断する。

なお、交付額は、事業完了時の内容をもって交付確定額を決定する。

11 その他

申請事業内容、助成金の対象経費の変更及び中止については区と協議の上決定すること。

別表第1

費目	内容
物品購入費	環境整備に必要な物品の購入費（無線ルーター、タブレットや亚克力板など）
印刷製本費	新たな日常の活動に関するリーフレット、冊子等の印刷費
使用料及び賃借料	リース・レンタルによる機器の導入の賃借料など
工事・修繕費	インターネットやW i - F i の導入、集会室への換気扇の設置などの工事費
その他区長が必要と認める経費	デザインの委託など外部の専門性を活用するものなど ※団体で対応可能と判断できる役務の委託等は除外する。

※1 購入した物品は、**R3年度環境等整備支援事業**とシール等で表示のうえ団体で管理願います。

※2 印刷物には、必ず**R3年度環境等整備支援事業**を表記のうえ作成願います。

※3 工事が行える財産は団体名義で所有する財産に限ります。団体以外が所有・管理する財産への工事は対象外です。

※4 その他、経費で不明な点は担当に問い合わせのうえ申請願います。